

(本文)

切支丹新史料（速見郡）

安 部

巖

別府浜脇両村協議盟約書

近來外教日ヲ逐テ蔓延シ、都鄙到處其教場ヲ設ク、茲ニシテ教職ハ勿論村民ニ至ル迄苟モ愛國ノ志アル者ハ丹心ヲ抽テ之ヲ防禦セズノハ不可有、抑モ外教ノ国害タルコトハ、世界各国比例多シト雖モ就中印度ノ如キ八千七百五十一年ヨリ六十年ノ頃ニ至リ、幾多

一、別府浜脇両村協議盟約書

ノ戰争ヲ経テ終ニ英國ノ為ニ奪ハレ、其人民ハ現ニ英政府壓制ノ下ニ就テ呻吟セリ、而其最初如何ノ詭術ヲ施シ掠國奪地セシヤフ尋ヌルニ、第一耶藉教ヲ弘テ其國固有ノ宗教ヲ壓倒シ、其国情ヲ壞^レシ其人心ヲ變シ之ヲ繼ニ兵刀ヲ以テス、其地枚挙ニ暇アラス、我日本ニ於テハ寛永年中肥前鷲原天草ノ騷乱起シモ切支丹即チ耶藉教侵入シ、民心ヲ挙動シ日本政府ヲ奪略シ、帝位ヲ傾覆セントスルノ隠謀發顕シテ敵フ可ラザルニ至ル、是ヲ以テ日本 皇帝ハ彼教嚴禁ノ綸旨ヲ下シ、徳川三代將軍家光公之ヲ奉シ遂ニ彼教法ヲ信スルモノ數十万人ヲ誅スルニ至ル、今日外教ノ蔓延^(カ)スルヤ莫大ノ金錢ヲ費シ孜々矻々トシテ尽夜不怠モノハ果シテ何ノ為ソ哉古人ノ欲奪者先興之ノ謂ニシテ小ヲ捨テ大ヲ奪ノ詭術ナラン^レ之乎我皇國人民誤テ此ノ國憲ヲ引起スル無ラ令ン為メ同民同心協力シ互ニ相互ニ盟約ヲ起スモ

ノニシテ彼教法ヲ信スルニ於テハ吉凶日用交際ヲ絶スルニ至ルハ勿する庶民の動きが察せられる興味深い貴重な史料である。

(次字) 論 □国神仏ノ討ヲ蒙ルヘシ、亦是報國ノ一端ナルヲ以テ家族承諾ノ

ものらしい
(地蔵)

上連署確約スル者也

但シ家族ノ内耄名タリトモ違背スルニ於テハ本文ノ旨趣ニ准スル

者也

弥 □
(次字)

神 神

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

徳林禪庵墓地

武 茂
□
(次字) 吉

1、 所在

別府市南石垣二四九ノ一矢田米太郎氏屋敷敷

田 石

元文五申歲

影童女

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

武 茂
□
(次字) 吉

1、 発見

昭和四十二年十月七日

田 石

元文五申歲

神 神

1、 発見

昭和四十二年十月七日

吉

2、 発見

昭和四十二年十月七日

百太郎

3、 銘文

元文五申歲

4、地蔵下面十字彫刻

地蔵下面、台座に接する面にたて五、一二種、横四、七種の十

字陰刻が

あり深さ

は五耗で

ある。

5、地蔵

首部、

両腕を欠

くため、

面相手印

は不明であるが持物はあつたと推定され、坐像である。

三、宗門御改穀多帳

(えた)

この穀多帳は、たて二四、二種、横一七、七種、表紙、裏表紙共に

二枚からなる書綴で速見郡末守村庄屋家に製藏されていたものである。



(表紙)

文久四年

宗門御改穀多帳

子 四月

速見郡

末守村

(本文)

真宗法林寺 旦那

西 吉

歳六十一

男子

岩右エ門

歳廿二

西房

歳廿一

同 寺

同 寺

男子

孫 岩右エ門

同 寺

同 寺

歳三ツ

女 房

登 市

歳廿一

右者穀多宗門御改ニ付委細を吟味宗旨判形取之差上申処少茂相違無
御座候若怪敷もの御座候ハ、早速御断可申上候、仍宗門請合証文如

文久四年子四月

速見都
末守村庄屋

鐵 三郎

組頭

良 藏

此帳面之男女拙僧旦那ニ紛無御座候、依之寺号所ニ印形仕差上申候、
若邪宗門之由申者御座候ハ、何方迄茂被出急度(虫食)候、怪
敷もの御座候ハ、早速御断可申上候、仍如件

本寺豈後國頭成町覚正寺真宗

生桑村

法 林寺